

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成13年 9月27日(木)	開 議	午後 2時30分
		散 会	午後 3時02分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤(裕)・古沢・小林・八田・武井・北野・佐々木(政)・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に古沢委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を議題といたします。

本定例会において付託された案件について説明願います。

議案第24号。土木部次長。

土木部次長

本委員会に付託されております小樽都市計画事業小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例案について、その趣旨をご説明申し上げます。

本地区土地区画整理事業は、平成7年7月12日に施行条例が制定され、同年12月13日に事業認可を受けた翌日の14日から施行しているものでございます。

この間、平成7年11月22日に土地区画整理審議会選挙事務取扱規則を、平成8年2月23日に土地区画整理審議会運営規則を、また、同年11月20日に保留地処分規則をそれぞれ制定するとともに、本年6月1日に清算金徴収等規則を制定し、事業を進めてきたところでございます。

土地区画整理事業の換地作業については、平成8年3月25日から平成11年6月18日まで5回にわたって仮換地を指定又は指定変更し、本年5月15日に換地計画の認可を受け、引き続き6月19日に換地処分の公告があり、7月6日に換地処分に伴う登記を完了いたしました。また、保留地の処分については、平成11年3月24日に、清算金の徴収・交付については本年8月7日にそれぞれ完了いたしました。

したがって、土地区画整理法第52条第1項により、条例で定めた施行規程に基づく事務はすべて完了しましたので、条例を廃止するものであります。

なお、土地区画整理事業で行う公共施設整備については、平成8年度に着手し、平成11年度に完了してございます。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

北野委員

質問ではありませんが、議事進行で発言させていただきます。

理事会の報告を聞いたわけですが、マイカル問題あるいは商工信組破綻に関連する問題を、自民党、公明党、民主党・市民連合は質問させないという、これは暴挙であります。今、大問題になっているマイカルの倒産にかかわってなぜ質問することを許さないのか。また、共存共栄の関係、これで中心商店街を含む既存商店街が大きな影響を受けたことは事実ですから、これと密接な関係のある商工信組破綻問題について質問するのは当然のことです。こういう市政全般にかかわる大事な問題が目の前にあるときに、質問させないなどということが許されるのかという問題です。

日本共産党としては、3党の皆さんを厳しく批判し、質問させないということについて、市民の皆さんにも訴えていく。こういうことが許されているのかどうか、議会の自殺行為にもつながりかねない大変な問題だと思うのです。したがって、我が党としては、市民クラブさんとも共同して、臨時会を開いてこれらの問題を全面的に審議する、そういうことを相談させていただくことにいたします。

自民党、公明党、民主党・市民連合に、強く批判し、反省を促して、議事進行の発言といたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

武井委員

今、共産党の北野委員から、それぞれ3党の名前を具体的に挙げられて、理事会の扱いについて意見が述べられました。

私たちは、質問するとかするとか言った覚えはないわけなので、今日は、議会運営委員会から付託された中身について論議をするべきで、この問題のほかについては、これはいつでも要請があれば開かなければならないわけですから、開いた中で十分論議をしてくれと。こういうことで、我々は別の場を設けて十分論議しなさいと。今までもどこでもやってきたでしょう。みんなやってきたと。だけど、それでもまだ足りないのであれば、別の日に開いてやってくれというのが理事会の中身であって、するななどということは我々は一言も言っていないわけですから、今の中身については訂正してもらわなければ困ります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北野委員

それなら、委員会は、理事会の合意を取り消して、マイカルの問題や商工信組の問題を質問するというのを認めるのですか。そんなことにならないでしょう。ここの付託されている条例を廃止する条例案というのは、土地区画整理事業にかかわってですから、マイカルそのものであることは誰も否定などはできませんよ。これについての質問はいいのですね、そうしたら。(発言する者あり)

それから、もう一つは、共存共栄もマイカル進出に当たって新しく生まれた問題です。この問題について、商工信組の問題は、これは大きな問題ですから関連があるのですよ。だったら、これについて質問することについてもいいのですね、そうしたら。おかしいですよ、これは。すり替えですよ、こんなことは。だから、今までもめたのではなかったのですか。

何か意見があるなら、言ってください。

委員長

理事会での話し合いというのは、今、武井委員の発言に端的に示されていると思います。

だめだということではないですよ。

ただし、今日の市街地活性化特別委員会というのは、議運の流れもあり、この議案第24号を、会期中でしょう。特別に1日設けて、この議案第24号について審議をするということで、市街地活性化特別委員会として受けてやるわけですから、これを中心にしてやるということは当然のことだと思うのです。

そこで、マイカルですが、信金の問題は、私たち市街地活性化特別委員会で何もしないということではないのです。当然、状況を見てやらなければならなくなったときには、これは各理事者とも相談しまして、開催するということは決してやぶさかではないということを、さっき理事会でもお話ししてあります。

北野委員

だから、僕がそういうことを指摘をして、理事会も相談してやりますと言うのなら、それでいいのでしょうか。何をもめているのですか。

武井委員

今日の理事会の中でも、この土地区画の第24条関係についてはマイカルとの関係がありますよと。それらの問題については、これは質問はやむをえないのではないですかと。

しかし、信組問題については、これは今回の第24号とは関係がないから、したがって、どうしてもその問題にするのであれば、別の日に改めて招集して質問してください、こういうふうに確認したのであって、質問するなするななどということを行った覚えはない。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

北野委員

それだったら、推進した立場の皆さんはそれでいいかもしれませんよ。我が党は、一貫して、あそこで土地区画整理事業である巨大な施設ができれば、既存商店に大きな影響があると。そういうことを指摘し、マイカル自身も、小樽のような小さなこういう規模のまちに、マイカルとしては日本最大の売場面積を持つ、そういう施設を造っても採算が合わない。マイカルだって、窮地に追い込まれるということを何遍も指摘してきたのですから、そのとおりになったじゃないですか。

だから、この条例にかかわることですから、マイカルの倒産についてこの条例に関係ないなどということにならないのですよ。だから、倒産し、今後どうなるのかと。労働者の雇用の問題、関連地元業者の影響をどうするかということについて質問することはいいんでしょう、そうしたら。それをだめだということだったから、問題になったのではないですか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

大竹委員

今回の理事会におきまして決めたことでございますけれども、共産党さんから今言われましたように、私としましても、自民党としましても、そんな発言をするなと止めた覚えは一つもございません。

それと、お宅の理事であります古沢さんが、今回のこの問題については、理事会において、この問題に限って今回の委員会を開くという了解のもとで、お戻りになっているということ、我々はみんな理解しているはずで、それで、それぞれ2人出てきていますけれども、何か内部でもって合わないような状況であるように思いますので、こちらは発言を止めた覚えは一つもございませんので、その辺は、もしあれでしたら訂正していただきたいと思えます。(発言する者あり)

秋山委員

公明党といたしましても、理事会においては、民主党、自民党がおっしゃったように、付託された第24号に限り審議しようではないかという話し合いには応じました。それで、共産党に対して、話をしたらだめだとかという部分では答えておりません。

ただ、理事会でそれを了解して持ち帰って当委員会が開かれたのですから、そういうのはルールにのっとって開くべきだろうと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北野委員

結局、付託案件の第24号にかかわっては質問していいと言うのでしょうか。けれども、その範囲について意見が分かれたのでしょうか。そういうことなのでしょう。(「一致したんでしょう」と発言する者あり)

いや、分かれたんだって、意見が。範囲は、あなた方は示せなかったのでしょうか、どこまでなら質問していい範囲かということは。理事会ではそういうことだったのでしょうか。だから、範囲についてわからないような、できないでしょう、そういうことだから。だから、私は先ほど言った点を撤回するつもりはさらさらないので、

秋山委員

さっきの理事会で、審議を尽くしたいという部分で共産党がおっしゃった部分においては、今後改めて違う形で開かせていただきますということで了解して戻られたはずなのです。

それで、今回、今こういう形で本委員会が開かれていますので、それは共産党内できちんと話し合いをされて、今後に備えていただければいいのではないかと思います、この会はそのまま続行していただきたいと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北野委員

これは、共産党の内部の問題ではないのですよ。理事会でそういうこと、審議をしないということになったのは

誰が原因なのですか。誰がそういうことを言い出したのですか。そういうことを受けて、あれですか、そうしたら今日は審議はやめようということですから、私は今日審議ができなくなったのは、自民党や公明党や民主党・市民連合の皆さんがそういう意見を出したからなのです。そういうことは間違いないのですよ。

だから、そのことについては極めて遺憾であるし、不当だということを言っているのです。だから、日を改めて、あなた方の合意に基づいて日を改めて開きますと言ったのですよ。どこが悪いのですか。

委員長

理事会でのお話し合いで、私は、共産党の理事も理解をしていただいて、その上で、資料要求を出すとか、あるいは理事者の関係も撤回をしていただいたというふうにとらえております。(発言する者あり)ですから、市街地活性化特別委員会で、信組とかそういう問題を取り上げないということでは決めているのですよ。

(「日を改めてやれということでしょう」と呼ぶ者あり)

ですから、それは可能ですということで、

(「だから、今日はさせないとなったのは、自民党、公明党、民主党でしょうや」と呼ぶ者あり)

(「それは誰も言っていないと言うのに」と呼ぶ者あり)

(「させないと言った。だから、そういう結論になったのでしょう」と呼ぶ者あり)

(「違うって」と呼ぶ者あり)

(「そうでしょう」と呼ぶ者あり)

ほかにご発言ございますか。いいですか。

(「私は撤回しないから。市民に聞いてみます」と呼ぶ者あり)

小林委員

ただいま、理事会の内部、共産党の北野さんが了承しないという話は、それは了解するとかしないとかではなくて、その理事会のあり方について、共産党の態度表明というか、非常に厳しく批判した、厳しく批判と言えどもまたしかられますけれども、共産党の考え方を述べていただきました。

続きまして、民主の武井さん、そしてうちの方の理事の大竹さん、それから公明党の副委員長である秋山さん、各会派の態度というか、そういうことが今出ましたので、あと共産党に対して撤回せよとか、そういう考えは全然持ちませんので、それでいいと思います。

それで、委員長として進めていただきたいと思います。

委員長

そういうことで、質疑に入りたいと思います。

共産党、どうぞ。

古沢委員

ないです。

委員長

それでは、次に自民党。

大竹委員

ありません。

委員長

市民クラブ。

斉藤（裕）委員

これは、議事進行として発言します。

先ほど来の話の中で、私たちの考え方だけをここで述べておく必要があると感じました。

そもそも私たちは、特別委員会というのは、本会議の補完機能であること、こう位置付けております。つまり、審議を尽くすためには、柔軟で機能的な対応が必要だろう、こう思っております。

そこで、今、マイカルとか商工信用組合の問題というのは、誰もが認める小樽の将来に大きな影響を与えることは明白なのです。急施を要する案件そのものであります。特別委員会が今日開かれているにもかかわらず、結果的に議論を上げられなかったということは問題であると、私は思います。刻一刻と変化するこの二つの問題、ただでさえ行政の遅れ、議会が後手に回っているのではないかと非難にさらされている中で、遅れをとらないように、タイミングが合えば本当に柔軟に対応するのも私たちの責務であると思っておりますので、これは私たちの意見として申し述べておきます。

質問に関しては、先の理事会で議案に限定してという合意がありましたので、それは守ります。

ただし、理事会の経緯の中で、臨時会等々を含めて、場所を設けるということは皆さんにお伝えしてあるということですので、質問はありません。

委員長

それでは、公明党。

秋山委員

公明党は、ありません。

委員長

民主党・市民連合。

武井委員

駅前広場の所管について

本条例を廃止することが今提案されたわけですが、廃止にするに当たりまして、本条例第6条の（4）に規定されております駅前広場の造成にかかわる舗装などの取扱いですが、これらの問題は、今後、これが解散されますと所管が変わると思うのですが、これは土木部というふうに理解していいのかどうか、この点をまずお伺いします。

土木部次長

これは、費用の負担の部分でその内容を規定している部分でございます。鉄道事業者と、いわゆる広場を造る公共の部分で、駅舎に変更の土地の造成にかかる部分についてJRさんが6分の1の費用負担をするという決まりで、数百万、その分としていただいておりますので、一応、管理協定的なものを内部で整理をしております。その部分については、JRさんの土地の部分については当面JRさんが、本当に細い部分なんですけれども、一定程度、権利を有していますので、ただ、その部分だけごみを拾ってこっち側は拾わないなどという話にもなりませんものから、今、事業は、一応、供用開始している中ではJRと私どもの方で一定程度的話をしながら、清掃ですとか、その施設の管理とか、そういったことを今行っております。

武井委員

いや、私の言うのは、この条例が改正されてしまって、今後、この駅前広場の、舗装ですから、傷んできたら直すといういろいろな問題が出てくるわけなんですけれども、それらのときは、今はこの条例があるからそれぞれの負担の問題もありますし、あるのですけれども、それがなくなったときはどうするのですか。それぞれの自分の所有地

は自分が直す、こういうふうにするのか、そのときは小樽市の場合は土木部がやるのか、そのところを聞いているのですよ。

土木部次長

基本的には、区画整理上、特別宅地になっているところは当然JRさんの土地になっていますから、その中には植栽したり何だりしている部分もありますけれども、基本的には小樽市が、広場の管理なり、そういうものは現状も全部していますし、これからもやる予定です。

武井委員

そうしますと、今後、傷んだところの場合なども、これは市がやる、こういうふうに理解していいのですね。

土木部次長

駅前広場の管理はうちの方ですので、市で行います。

武井委員

土地区画整理審議会の解散について

次に、土地区画整理審議会、これが設置されていたわけでございますけれども、これは9条から11条まで関連が出てくるのですが、この中では5年という任期になっています。したがって、この条例が本日をもって廃止されたら、この人たちも解散というふうに理解していいのか。それから、5年という年限との関係はどうなるのか。

土木部次長

委員の任期の5年については、区画整理の、先ほど申し上げた審議会の選挙事務取扱規程なり運営規程を定めた段階で、選挙を行って、当選をして以降の任期として5年ございました。それは、たまたま今年の春だったと思いますけれども、一応、任期切れになりましたので、改めて選挙は行いました。当然、条例には5年ですから、任期は5年ですけれども、事業が完了した段階で条例廃止の段階では、その任期は終わるということにしておりますので、一応、審議会の役目も完了してございますから、最後の審議会に諮問した段階で、実質、審議会そのものはもうやっていないといえますか、その時点で審議会に付すべきことが終わったということで、現在、審議会の皆さんには、一応、ありがとうございましたという形で、実質、解散をしている状況になってございます。

武井委員

評価委員の役割の完了について

そうしますと、この評価委員の3名の問題も右ならえというか、そういうふうに同じように理解してよろしゅうございますね。

土木部次長

区画整理法の中で、評価委員にお願いをする部分についての役目は規定してございますので、その分についての役目も完了してございますので、終わってございます。

武井委員

終わります。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時00分

委員長

会議を再開いたします。

議案第24号について、採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。